

第 24 章

司法及び警察

第 24 章

司法及び警察

民事、行政事件

平成 16 年中に府内の各裁判所が扱った新受理件数は、27 万 4413 件で、前年に比べ 3 万 1367 件(10.3%)の減となっている。

新受理件数を裁判所別にみると、簡易裁判所が 14 万 7024 件(構成比 53.6%)で、前年より 2 万 7153 件(15.6%)減、地方裁判所が 11 万 8255 件(構成比 43.1%)で、前年より 4759 件(3.9%)減、高等裁判所(近畿2府4県)が 9134 件(構成比 3.3%)で、前年より 545 件(6.3%)増となっている。

なお、既済件数は 2 万 1487 件(7.0%)減の 28 万 4570 件、未済件数は 1 万 157 件(15.5%)減の 5 万 5279 件となっている。

刑事事件

平成 16 年中に府内の各裁判所が扱った新受理件数は 14 万 1658 件で、前年に比べ 7112 件(4.8%)の減となっている。

新受理件数を裁判所別にみると、簡易裁判所が 10 万 4592 件で、前年より 2826 件(2.6%)減、地方裁判所が 3 万 3999 件で、前年より 4449 件(11.6%)減、高等裁判所(近畿2府4県)が 3067 件で、前年より 163 件(5.6%)増となっている。

家事事件

平成 16 年中に家庭裁判所が取り扱った家事審判事件の新受理件数は 4 万 2120 件と前年に比べ 995 件(2.4%)の増となっている。主な事件の構成比をみると、「子の氏の変更」が 36.7%(1 万 5460 件)、「相続放棄」が 28.2%(1 万 1878 件)、「精神障害者保護義務者選任等」が 7.0%(2948 件)、「改氏」が 3.4%(1427 件)となっており、この 4 事件で全体の 75.3%を占めている。

家事調停事件の新受理件数は 9055 件で、前年に比べ 150 件(1.6%)の減である。主な事件の構成比をみると、「婚姻中の夫婦間の事件」が 40.4%(3659 件)と全体の半分近くを占めており、次いで、「子の監護処分」の 16.9%(1534 件)、以下、「親権者変更等」の 8.9%(808 件)、「婚姻費用分担」の 8.6%(779 件)となっている。

少年保護事件

平成 16 年年中における少年保護事件の新受理人員は 2 万 1073 人で、前年に比べ 544 人(2.5%)の減となっている。

事件別にみると、「窃盗」が 6488 人(構成比 30.8%)、「道路交通法違反等」が 6189 人(同 29.4%)、「業務上過失致死死傷等」が 2810 人(同 13.3%)等となっている。

また、刑法犯は 1 万 3988 人(構成比 66.4%)で、前年に比べ 641

人(4.4%)の減、特別法犯は 6844 人(構成比 32.5%)で、前年に比べ 94 人(1.4%)の増となっている。

刑法犯の内訳では、「強盗・強盗致死傷等」が 2 人(0.7%)増となっており、「窃盗」が 241 人(3.6%)減、「恐喝」が 15 人(4.1%)減、「業務上過失致死傷等」が 81 人(2.8%)減、「傷害」が 94 人(13.2%)減等となっている。

次に、平成 16 年の少年院の入入院状況を見ると、新収容者は 422 人で、前年に比べ 105 人(19.9%)の減となっており、退院者(仮退院を含む)は 423 人で、前年に比べ 109 人(20.5%)の減となっている。

人権侵犯事件

大阪法務局が平成 16 年年中に取り扱った新受理件数は 1224 件で、同年 3 月の規程改正により、前年に比べ 540 件(78.9%)の増となっている。

事件別にみると、「住宅・生活の安全関係」が 282 件(構成比 23.0%)、「強制・強要」が 259 件(同 21.2%)等となっている。

刑法犯

平成 16 年年中に府内市町村で取り扱った刑法犯認知件数は 25 万 5697 件で、前年に比べ 2 万 9610 件(10.4%)の減、検挙件数は 4 万 1341 件(検挙地主義)で、前年に比べ 796 件(1.9%)の減となっている。

罪種別では、窃盗犯が 20 万 4337 件で全体の 79.9%を占め、次いで、その他が 3 万 435 件(構成比 11.9%)、知能犯が 9869 件(同 3.9%)と、この 3 種で認知件数全体の 95.7%を占めている。

刑法犯少年検挙補導人員は 1 万 1866 人で、前年に比べ 2075 人(14.9%)の減となっている。

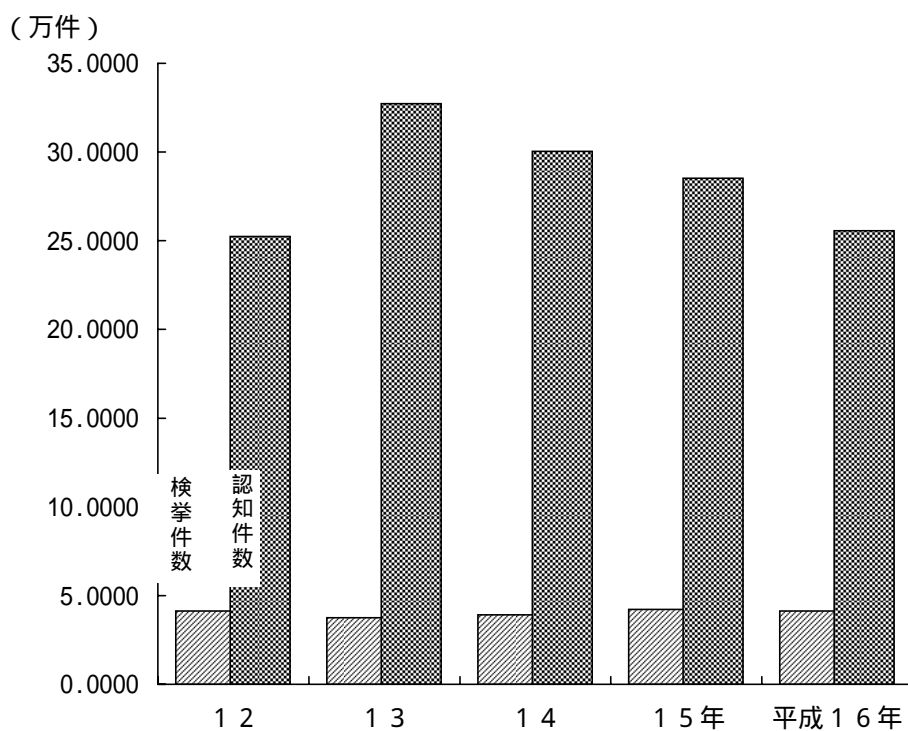
罪種別では、窃盗犯(6880 人)、その他(3550 人)、粗暴犯(1074 人)の順となっている。

また、年齢別では、15 才の 2112 人、14 才の 1995 人、16 才の 1892 人の順となっており、依然、中学生の検挙補導人員が多くなっている。

く犯・不良行為等の補導人員は 31 万 6858 人で、前年に比べ 19412 人(6.5%)の増となっている。

行為別にみると「深夜はいかい」が 16 万 6114 人で全体の 52.4%を占め、以下「喫煙」が 13 万 5102 人、「その他」が 4400 人、「不良交友」が 3565 人の順となっている。

刑法犯認知・検挙件数の推移



刑法犯少年の年齢別人員 (平成16年)

